

## 生駒市環境モデル都市アクションプラン改定業務仕様書

### 1 業務名

生駒市環境モデル都市アクションプラン改定業務

### 2 目的

生駒市は、生駒市環境基本計画、第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン等の関係計画に基づき、いこま市民パワー株式会社（以下「ICP」という。）を核とした取組により、生駒市民の生活利便性の向上や地域の活性化、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の普及拡大、エネルギーの地産地消を推進しているところである。

また、生駒市は、令和元年11月にゼロカーボンシティ宣言を実施したところであり、国が表明した2050年カーボンニュートラルの達成に向け、市域の脱炭素化に率先して取り組むこととしている。

カーボンニュートラルの達成には、ICPを中心とする既存の取組を強化し、新たな施策も含めて推進する必要がある。

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日 閣議決定）に即して、国が定める温室効果ガス（以下「GHG」という。）削減目標と同等以上の目標を達成するための取組みとして、再エネの最大限の導入、デジタル技術を活用した省エネルギー（以下「省エネ」という。）の促進、脱炭素ライフスタイルによる市民の行動変容等の施策を中心にとりまとめ、改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として改定することを目的とする。

### 3 履行場所

生駒市

### 4 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日

### 5 計画期間

令和5年度から令和10年度まで6年間

### 6 業務内容

生駒市環境モデル都市アクションプランの改定に必要となる、次の業務を行うものとする。  
なお、（1）及び（4）については、本市提供資料に加え、必要となる資料の収集、分析を行うこと。

- (1) 地域特性分析結果の確認
  - ①GHG 排出量の実態等
  - ②生駒市の既存の行政計画との関連※再エネ、省エネの技術動向、国の関連計画、その他の動向を踏まえること
- (2) 市域に係る推計・評価結果の確認
  - ①GHG 排出量の推計（民生部門以外も含む）
  - ②エネルギー消費量の推計
- (3) 地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
  - ①全体構想および実施計画の検討
  - ②新たな将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
- (4) 市の事務事業及び市域に係る再エネポテンシャル・再エネ導入目標の検証
  - ①自治会集会所等を含む公共施設等の太陽光発電システム導入可能性
  - ②REPOS等のデータを踏まえた再エネ賦存量
  - ③再エネ導入可能量
  - ④太陽光発電以外の再エネ導入可能性
  - ⑤2030年、2050年の再エネ導入目標
- (5) 上記(3)(4)を実現するために必要な政策・指標の検討、構想の策定
  - ①生駒市として考え得る施策の洗い出し・評価
  - ②目標達成するために必要な施策の検討
  - ③全体構想および実施計画等の策定に関する検討
  - ④電力データの見える化の推進による需要側の電力使用抑制施策の検討
  - ⑤エネルギー管理の効率化、VPP事業の検討
  - ⑥市民主導による脱炭素ライフスタイルへの行動変容施策の検討
  - ⑦各GHG削減施策による削減対策効果の評価
  - ⑧再エネ導入・省エネルギー化施策等の進捗管理が可能なKPIの設定・見直し

## 7 成果品

成果品については、紙媒体に加え、本市が指定する電子データ（アドビシステムズ社のPDF、マイクロソフト社のワード等）をCD-Rその他電子記憶媒体に保存して提出すること。

- ① 改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として改定する第3次生駒市環境モデル都市アクションプラン（案）及び関連資料
- ② その他の必要となる資料

## 8 その他留意事項

- (1) 受託者は、本仕様書及び本委託契約に基づき、生駒市と綿密に連絡を取り、その指示等に  
従い誠実に業務を遂行しなければならない。
- (2) 本委託契約等に関する協議や各種打ち合わせに要する経費は、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (4) この業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、生駒市個人情報  
保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項  
を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容等に疑義が生じた場合には、生駒市及び受  
託者協議の上、取り決めるものとする。
- (7) 本業務の対象経費については、賃金、社会保険料、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬  
費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及びその他必要な経費として一般社団法人地域循  
環共生社会連携協会が承認した経費とする。

詳細については、(8)に記載した資料を参照し、経費に関する詳細資料を求めることが  
あるとともに、事後精算することもあるので留意すること。

- (8) 本業務は「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素  
実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「地域再エネ導入戦略  
策定支援事業」区分の「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入  
目標を策定する事業（第1号の1事業）」に該当する。

補助事業の要件等については、「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等  
補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）実施要  
領」、「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に  
向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）公募要領」等を参照すること。